

平成29年度 事業報告

我が国経済は、政府の各種政策等によりゆるやかな回復傾向で推移をしてまいりましたが、国際情勢の変化によりますます影響を受けやすい社会となり不安定な状況が続いております。

バス事業におきましては、大都市部を中心に乗合バスの経営環境の改善の動きが続いておりますが、地方の乗合バスは燃料価格の低下が見られるもののマイカーの普及や人口減少等により依然厳しい状況が続いております。貸切バス事業は、新運賃制度の定着が図られているなか輸送需要の減少は見られるものの適正運賃の収受と燃料価格の低下により経営状況の改善が図られつつあります。

一方、バス運転者は、団塊世代等の退職があるなかで運転者の新規採用にあたり各社はそれぞれ工夫を凝らし採用活動に取り組んでいます。運転者の採用は一定程度確保されていますが、それを上回る退職者が発生するなど非常に厳しい状況が続いております。

軽井沢町でのスキーバス事故を踏まえて「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」により「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」がとりまとめられ、85項目の対策に取り組むこととなり、協会及びバス事業者は法令遵守と安全輸送の確保を推進してきました。

このような状況のなか当協会は、公共交通機関としてのバス事業の社会的使命を自覚し、地域住民の移動手段としての生活交通の確保・維持、利用者利便の向上、環境対策やバリアフリー対策への対応、バスの安全運行対策推進等の事業に取り組んでまいりました。

1. 乗合バス事業

乗合バスは、マイカーの普及及び人口減少と少子高齢化の進展等により輸送需要が落ち込んでいるなか乗合バス各社は利用促進への取り組みを行ってまいりました。地域差はあるものの県全体としては利用者の増加には至っていません。

協会では、乗合委員会を定期的を開催し、乗合バスの利便性の向上、利用促進等の検討、バス利用者の利用状況調査、運賃の各種割引制度の動向及び調査、バリアフリー法に対応したノンステップバス導入の推進及び先進バス事業者の視察等を実施しました。

静岡県生活交通確保対策協議会及び各市町で開催される地域公共交通会議等に参加し、地域住民の移動手段の確保、バスの利用実態の把握と利用者の意見等の収集に努めるとともに、バス業界の意見・要望等を行いました。

静岡県バス活性化委員会において高校生を対象として公共交通機関の利用促進を図るための取り組みを継続するとともに静岡県道路交通渋滞対策協議会等に参加し、渋滞対策の取り組み等利用者利便の推進等を図るとともにバス専用レーン、バス優先レーンでの広報活動を通してバスの定時運行の確保を推進しました。

また、道路運送法等関係法令の改正等に関係した情報収集並びに情報提供を関係会員に行いました。

2. 貸切バス事業

貸切バスは、26年4月から運賃制度が変更となり、利用者にはわかりやすくなりましたが、貸切バスの需要減と稼働率に低下が見られるなか適正運賃の収受を図ってきました。

「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」による「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」の項目にある民間指定機関として「一般財団法人中部貸切バス適正化センター」が4月に設立され9月から巡回指導が開始されました。当協会も適正化センターの巡回指導の委託を受けて会員の27営業所の巡回指導を実施しました。

また、協会では平成21年度から実施している貸切バス適正化事業により毎年会員事業者各社を巡回し、運輸安全マネジメントへの取り組み、事業の適正化及び安全運行の確保について適切に指導を行ってまいりました。

貸切バス事業者安全性評価認定制度が平成23年度から開始され、認定会員の増加に向けて取り組みを推進してきたところ、認定を受けている会員事業者は毎年増加し、平成30年3月末では、46社の会員が認定を受け、全国的に見ても当県は多くの会員が認定を受けております。しかし、残念ながら法令違反等の発生により認定の取消等を受けた会員も発生しました。

一方、訪日外国人の輸送は個人旅行者の増加と富士山静岡空港利用のチャーター便等の減少により貸切バスの需要は一時期よりも減少している状況であります。

また、貸切委員会において関係する道路運送法等関係法令の改正、貸切バス適正化機関、貸切バス事業許可の5年毎更新制等について関係会員に情報の提供と指導を行いました。

3. 事故防止

軽井沢スキーバス事故等の発生を防止するため、「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」による制度改正が行われ、その取り組みが確実に行われるよう事故防止委員会等を活用し会員事業者へ情報提供と指導を行ってまいりました。

また、全会員を対象に事故防止委員会を年4回定期的に開催し、静岡県警察本部の担当官並びに国土交通省静岡運輸支局の担当官から事故防止等に係る講話を受け、事故防止、車内事故防止、飲酒運転の根絶、危険ドラッグ等薬物使用の根絶、運転者の健康管理体制の強化、運転者に対して行う指導・監督及び関係法令の遵守等バスの安全運行に対する取り組みと意識の向上を図りました。

一方、春、夏、秋、年末の交通安全運動への積極的な取り組み並びに毎年4月から6月の3ヶ月間、安全運転コンクールを実施し優良事業所を表彰することにより、運転者をはじめ関係者への安全運転の取り組みについて意識の高揚を図るとともに、静岡県交通安全計画に基づき策定された交通安全運動基本方針に定める交通事故ゼロの日（毎月10、20、30日）に「交通事故ゼロの日」のマグネットシートを乗合バスの前面等に貼付して交通事故防止の推進を図り、交通安全運動実施期間中において「交通安全運動実施中」のマグネットシートを乗合バスの前面等に貼付して、交通安全運動の広報を行うとともに交通事故防止の啓発を行いました。

労働局の労働時間管理適正化指導員制度に取り組み、バス事業者に対して自動車運転者の労働条件及び安全衛生の確保と改善に関する指導を行いました。

4. 地震等安全対策

大規模地震災害を想定して緊急連絡体制に基づく連絡訓練を行うとともに、原子力災害を想定した緊急連絡訓練及び原子力災害時における住民輸送等の緊急輸送において体制の確立を図るよう取り組むとともに事故防止委員会等において会員の理解を図るための取り組みを行いました。

また、事故防止委員会において「バスジャック統一对応マニュアル」を基に緊急時に適確に対応できるよう取り組みを行いました。

5. 環境対策

環境の保全並びに地球温暖化防止を図るため、エコドライブ及びアイドリングストップ活動に取り組みました。また、会員の取り組み意識を高めるため、協会の「省エネルギー運転優秀会員表彰規程」を制定し、29年度は乗合バス部門4事業所、貸切バス部門4事業所を定時総会において表彰し、バスの省エネ運行に関わる関係者の意識の高揚と地球温暖化防止を推進しました。

また、国の「自動車点検整備推進運動」へ取り組むとともに、大気環境の改善を図るため燃費に影響する部位（タイヤ、エアクリーナ等）について自主的点検を行う等、黒煙の排出減少に取り組み、環境負荷の少ない新型の低燃費バスの導入促進を推進しました。

6. 広報

協会のホームページを活用し、協会活動の広報とバス利用者への情報提供を行うとともに利便性の向上を図りました。

また、9月20日「バスの日」のイベントとして、9月15日（金）にJR東海の静岡駅他主要4駅にて日頃のバス利用に感謝するとともに安全で人と環境にやさしいバスの利用促進を図るため、静岡運輸支局、当協会及び会員事業者の職員とバスガイド等の総参加者136人によりキャンペーン活動を実施しました。

さらに、新聞等メディア並びにホームページを活用し公共交通機関である乗合バスと貸切バスの利用促進と公共交通機関を利用するときのマナー向上を推進しました。

7. 運輸事業振興助成交付金

「運輸事業の振興の助成に関する法律」が23年8月に施行され、運輸事業振興助成交付金を有効に活用し、輸送の安全の確保（脳ドックの受診、ドライブレコーダーの導入、デジタルタコグラフの導入等）、サービスの改善及び向上（バスの乗り方教室開催等）、公害防止、地球温暖化の防止等の事業を実施し、安全運行の確保、輸送力の確保、利用者の利便性の向上及び地球温暖化対策の推進に取り組みました。

8. その他

永年勤続の無事故無違反の優良バス運転者及び優良バスガイドの表彰を行い、公共交通機関であるバスに関わる従業員の業務に対する意識の高揚を図りました。